

## 第 1 2 号 議 案 品 川 区 放 課 後 児 童 健 全 育 成 事 業 の 設 備 お よ び 運 営 の 基 準 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て

### 1 改 正 理 由

国の基準である「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）」の改正にともない条例改正を行う。

### 2 改 正 内 容

放課後児童健全育成事業を行う事業者に対し、「児童の安全の確保」に関する取組を規定した。

- (1) 安全計画策定の義務付け【新規】
- (2) 自動車運行時 児童所在確認の義務付け【新規】
- (3) 業務継続計画策定の努力義務化【新規】
- (4) 感染症または食中毒の予防およびまん延防止措置の具体化【追加】

### 3 新 旧 対 照 表

別紙「新旧対照表」のとおり

### 4 施 行 期 日

令和5年4月1日

### 5 す ま い る ス ク ー ル の 対 応

品川区放課後児童健全育成事業として実施するすまいるスクールでは、令和5年3月中に全すまいるスクールで安全計画を作成する。

品川区放課後児童健全育成事業の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○品川区放課後児童健全育成事業の設備および運営の基準に関する条例 平成26年7月11日条例第23号 <u>(安全計画の策定等)</u></p>	<p>○品川区放課後児童健全育成事業の設備および運営の基準に関する条例 平成26年7月11日条例第23号</p>
<p>第7条の2 <u>放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修および訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修および訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p>3 <u>放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p>4 <u>放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u></p> <p><u>(自動車を運行する場合の所在の確認)</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>第7条の3 <u>放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車および降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。</u></p> <p><u>(業務継続計画の策定等)</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>第13条の2 <u>放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>2 <u>放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</u></p> <p>3 <u>放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>（衛生管理等） 第14条 （略）</p> <p>2 <u>放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように、職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修並びに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</u></p> <p>3 （略）</p>	<p>（衛生管理等） 第14条 （略）</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>3 （略）</p>

付 則（令和 年 月 日条例第 号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。